

津波避難ビルの構造要件等に関する検討方針

住宅局建築物防災対策室

1. 東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震発生時の津波による被害の軽減のため、大きな平野部や急傾斜地に近接した地域における避難場所の確保として、堅固な建築物の活用（津波避難ビル）が求められている。
2. そのため、国土交通省では、平成16年度に、学識者等の知見を踏まえ、津波からの避難に必要な建築物の諸要件を検討することとしている。

【主な検討内容】

① 建築物に対する津波の力の及ぼす影響

津波の衝撃力により入り口や躯体が影響を受けないための構造計画（柱、壁の配置、形状等）に関する検討

② 避難場所として活用するための設計上の留意事項

避難するために必要な入り口幅や、避難者のためのスペースの確保、室・廊下等の配置上の配慮事項等建築計画上配慮すべき事項の検討

③ 既存建築物を改修等により津波避難ビルとして活用するための方策

既存建築物が津波の衝撃力に不十分な構造であった場合の補強工法、避難場所として活用するのに不適切な場合の改修工法についての検討

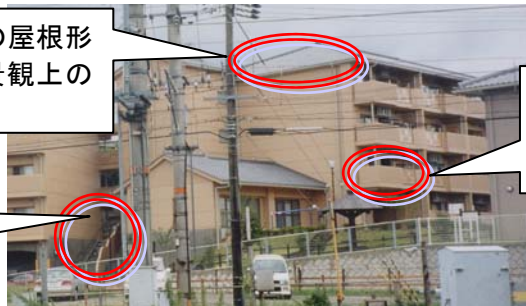
(参考)

- (財)日本建築センターの自主研究により、地上構造物に対する津波の波力等について、今年度より検討が行われており、情報の共有等を図る予定

避難場所として活用するための設計上の留意事項についての検討課題(例)

・ 屋上を避難場所とする場合の屋根形状(避難人数に応じた荷重や景観上の配慮)

・ 屋上まで外部階段で避難可能とすることも検討



・ 廊下等の共用部分の拡幅による収容人員の拡大

- ・ 避難するために必要な入り口幅
- ・ 津波からの避難を受け入れることができる旨の表示
- ・ 毛布・飲料水等の収納スペース
- ・ 地下空間等に電気設備等を設けない設備の配置計画